

諮問第九十五号

少年審判手続のより一層の適正化及び充実化並びに少年に対する刑事事件における科刑の適正化を図るため、早急に法整備を行う必要があると思われるので、別紙要綱（骨子）について御意見を承りたい。

要綱（骨子）

第一 国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲の拡大

一 家庭裁判所は、少年法第三条第一項一号に掲げる少年に係る事件であつて死刑若しくは無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪のもの又は同項第二号に掲げる少年に係る事件であつてこれらの罪に係る刑罰法令に触れるものについて、同法第七條第一項第二号の措置がとられており、かつ、少年に弁護士である付添人がない場合において、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、審判の手續に弁護士である付添人が関与する必要があると認めるときは、弁護士である付添人を付することができるとすること。

二 家庭裁判所は、少年法第三条第一項一号に掲げる少年に係る事件であつて、死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪のものにおいて、その非行事実を認定するための審判の手續に検察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもつて、審判に検察官を出席させることができることとする。

第二 少年の刑事事件に関する処分の規定の見直し

- 一 少年法第五十一条第二項の規定により無期刑をもつて処断すべきときに有期の懲役又は禁錮を科す場合における刑は、十年以上二十年以下の範囲内において言い渡すこととする。この場合において、言い渡した有期の刑の仮釈放の要件について「三年」が経過したときから「その刑の三分の一」が経過したときに改めること。
- 二 少年に対して少年法第五十二条の規定により言い渡す不定期刑の短期と長期の上限をそれぞれ、十年と十五年に改めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。